

令和 5 年度第 3 回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

令和 6 年 2 月 21 日（木） 午後 2 時～午後 3 時

2 場 所

竜王図書館 会議室

3 出席者

（1）運営協議会委員

18 名のうち 12 名出席

（2）事務局

副市長（市長代理）、市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長、国民健康保険税係員 1 名

4 内 容

（1）諮問事項

令和 6 年度甲斐市国民健康保険税の税率について

①説明の要旨

【現 状】

- ・甲斐市においては令和 4 年度に税率の引き下げを行い、基金を活用し税負担の軽減を図っている現状である。
- ・現行税率は、県が納付金の算定を行った結果により各市における保険税必要額から算定された「標準保険税率」と比較すると、お示しのようになり、全区分において低い税率の設定となっている。

【今後の見通し】

- ・今年度改定予定の「山梨県国民健康保険運営方針」において、令和 12 年度に県内市町村の保険料（税）を統一する目標を掲げ、令和 6 年度以降に検討をすることとなった。保険料（税）が統一されると、市町村が個別に税率を設定出来ず、また、基金を活用して個別に保険税を抑制することが出来ないため、基金の使途も限定されることとなるため、令和 12 年度までに現在保有している基金を活用していき、保有額の目標を概ね国保特別会計の 1 割程度（約 6 億 9 千万円）とする。
- ・標準税率との比較において、特に均等割については、税率の差が大きいため、今後の税率改正に向けて適正額について検討する必要がある。

- ・令和 8 年度には、「子ども子育て支援金制度」が創設され、一人当たり 6 千円が増税となるとの報道があり、国の動向に注視していく。
- ・令和 6 年度には、翌年度以降の税率改正に向けた検討を行っていく。

②主な質疑

- ・被保険者数の減少は保険者にとってメリットか。デメリットか。
- ・税金が減ることになることがデメリットである。
- ・被保険者数が減少すれば、医療費は減るのか。
- ・一人当たりの医療費が伸びております。物価高騰等が理由と考えられる。
- ・令和 12 年度までの基金残高の目標が 6 億 9 千万円である根拠は。
- ・現況の市町村ごとの基金残高はまちまちであり、甲斐市は県内では残高が多い状況である。県に目標とすべき残高を照会したが、明確な残高は示されず、目安として予算の 1 割程度とすべきとの指示があったことから現在の予算の 1 割としたところである。
- ・基金の活用方法は。
- ・被保険者数の減少に対して、一人当たり医療費が増加している状況にあり、税率を担保するために財源として活用するものである。
- ・能登半島地震の例のように医療費が高額となった際に、国保財政は担保できるのか。
- ・例のような災害の場合は、国の災害認定に伴い、健康保険によらず、国費で医療費が賄われる。

※案件（1）は案件（4）に関係することから、案件（4）と併せて審議することとし、続けて（4）を審議

（4）令和 6 年度甲斐市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について

①説明の要旨

- ・令和 6 年度当初予算（案）は、歳入歳出総額を 69 億 725 万 9 千円とし、前年度当初予算に対して 6 千 397 万 7 千円、約 0.9%の減額となった。
- ・内容については令和 5 年度当初予算とほぼ同様の内容となるが、雇用者保険の適用拡大に伴う被保険者の減少により、予算全体がわずかに減少傾向にある一方で、コロナによる医療機関等への受診控えから一転して、一人当たり医療費は増加傾向にある。
- ・退職者医療制度の廃止に伴い、予算科目から退職者医療制度に係る科目を

削除し、これに伴い一般被保険者との区分が不要となったため、科目名の修正等を行う。

- ・保健事業については、引き続き特定健診に係る自己負担額を無料とし、被保険者の負担が無いよう取り組んでいます。病気の早期発見、早期治療を行うことで健康寿命の延伸、及び医療費の適正化を図ることからも健診を受けてない被保険者に対して受診の周知を徹底し、啓発を継続する。
- ・令和6年度も国保税収納率の向上や医療費の適正化事業の推進を図り、国保財政の適正かつ安定的な運営に努める。

②主な質疑

なし

(案件(1)と合わせて了承)

(2) 甲斐市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)のパブリックコメント等の結果について

①説明の要旨

1 パブリックコメントの実施結果について

- (1) 実施期間 令和6年1月13日(土)～2月6日(火)
- (2) 受付件数 0件

2 委員、議員からの意見・提言について

(1) 受付期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)(国民健康保険運営協議会委員)

令和6年1月12日(金)～1月26日(金)(市議会議員)

(2) 受付件数 2件

(3) 意見・提言の内容及び回答

No.	ページ	意見・提言	市の考え方
1	5、61	現実的に今後も医療費は増加の一途を辿っていくと思います。健康年齢を上げていく事も大切ではあるが、若い時より健康についての事を示す事が大切です。若い人にも健診の重要性を考えてもらい、受診をしてもらい、長いスパンで本人のデータを取っていく事が良いのではないかと。医療費を抑えるためにも後発品の促進ももっとしていけば良い	お見込みのとおり、若い世代へ健診の重要性を示し、保健事業に取り組んで参ります。 後発医薬品の利用促進は、今後も継続して行います。

		と思います。	
2	60	地域包括ケアマネージャーが若い方がなりたがらないとの事をよく耳にします。また、免許更新が大変な為にやらない方も増えていて、人数が足りなくなる事は見えています。計画遂行の為には本気になり、ケアマネの支援を市としても行うようになれば良いと思います。	庁内関係部署に働きかけを行い、一体となって取組を推進します。

②主な質疑
なし

(3) 令和6年度制度改正等の概要について

①説明の要旨

1 地方税法が改正公布され次第、条例改正の予定

(1) 国民健康保険税課税限度額の引き上げ

医療分の課税限度額：「65万円」 → 据え置き

後期支援金分の課税限度額：「20万円」 → 「24万円」

介護納付金分の課税限度額：「17万円」 → 据え置き

(2) 軽減判定所得の引き上げ

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額 29万円 → 29.5万円

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額 53.5万円 → 54.5万円

2 入院時の食費の基準の見直し等 令和6年6月施行予定

(1) 食事療養基準額（総額）の見直し

食材費等の高騰を踏まえ、入院時の食費を一食当たり30円引き上げ
「640円」 → 「670円」(+30円)

(2) 標準負担額（自己負担額）の見直し

3 マイナンバー法等の一部改正による現行保険証の廃止

(1) 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。

(2) 令和6年12月1日の時点で発行されている有効な保険証は、12月2日以降、最長で1年間（令和7年12月1日）使用可能。

ただし、甲斐市国民健康保険の被保険者証は、令和6年8月1日付けで1年を限度として更新し、有効期限が令和7年7月31日の被保険者証を発

行するため、被保険者証を使用できるのは最長で令和 7 年 7 月 31 日までとなる。

- (3) 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、有効期限までに、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができる。
- (4) マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」を交付。
自身の保険資格確認等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付する。

②主な質疑

- ・ マイナ保険証の利用率が低いと感じる。
- ・ 市におかれては、引き続きマイナ保険証への個人情報の紐づけをきっちり
と図りたい。
- ・ 確定申告等も含んでマイナンバーカード制度が不便と感じる。
- ・ いただいたご意見を市としてできることには反映したい。
国の制度として、より周知できるように仕組みづくりに努めたい。

- ・ 令和 6 年 8 月の被保険者証の一斉更新時には、既にマイナ保険証の利用登録を済ませた人にも被保険者証が発行されるのか。
- ・ そのとおり。同年 12 月 2 日以降は発行されなくなる。

- ・ 1 の条例改正について、令和 8 年度には子ども子育て支援金制度分を追加する予定があるのか。
- ・ 岸田総理の談話に留まり、未確定の情報であることから、今後確定された内容に基づき、対応したい。

(5) その他

- ・ 今年度の協議会は本日をもって終了。
次回は令和 6 年度として、本算定結果等の報告について、令和 6 年 7 月末から 8 月にかけての日程で開催予定。
- ・ 国保運営協議会委員の任期は令和 6 年 8 月 31 日に終了。
4 月以降に次期委員の委嘱について確認予定。